

諮問番号：令和2年度諮問第20号

答申番号：令和2年度答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和2年1月1日現在で神戸市 に住民登録し、同所に住所を有する個人である。
- 2 審査請求人は、令和2年2月19日、第二表中「住民税に関する事項」の「同一生計配偶者」の欄に審査請求外 （以下「同居人」という。）の氏名、生年月日及び個人番号を、「所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑩障害者控除」の欄に同居人の氏名を、「⑫～⑬配偶者（特別）控除」の欄に同居人の氏名、生年月日及び個人番号をそれぞれ記載し、同欄の「配偶者控除」の部分にチェックを入れた令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を 税務署長宛に提出した。
- 3 処分庁は、令和2年6月12日、本件確定申告書の記載内容に基づき、同居人を控除対象配偶者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第23条第1項第8号及び第292条第1項第8号並びに神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第18条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいう。以下同じ。）として配偶者控除（法第34条第1項第10号及び第314条の2第1項第10号、兵庫県税条例（昭和35年兵庫

県条例第63号)第17条並びに神戸市市税条例第20条の3第1項第10号の規定に基づく所得控除をいう。以下同じ。)を適用し33万円を、同居人が障害者(法第23条第1項第10号及び第292条第1項第10号並びに神戸市市税条例第18条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)かつ同一生計配偶者(法第23条第1項第7号及び第292条第1項第7号並びに神戸市市税条例第18条第1項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。)であるとして障害者控除(法第34条第1項第6号及び第314条の2第1項第6号、兵庫県税条例第17条並びに神戸市市税条例第20条の3第1項第6号の規定に基づく所得控除をいう。以下同じ。)を適用し26万円を、審査請求人の前年の所得における総所得金額からそれぞれ控除し、審査請求人の令和2年度の市民税及び県民税(以下「市民税等」という。)として年税額64,300円を賦課する旨の決定をし、令和2年度市民税・県民税税額決定(納税)通知書により、審査請求人に通知した。

- 4 処分庁は、税に関する調査において、審査請求人と同居人には民法(明治29年法律第89号)の規定による婚姻関係がないことを把握した。
- 5 処分庁は、令和2年8月26日、同日付け令和2年度市民税・県民税税額変更通知書により、審査請求人の令和2年度の市民税等年税額を126,300円に変更し賦課する処分(以下「本件処分」という。)をした。
- 6 審査請求人は、令和2年9月10日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3. 審査関係人の主張の要旨

1. 審査請求人

税額変更理由である「扶養事項の修正により修正」である内容の中で「人的控除の内訳」で修正前には「配偶者」、
「扶養障害」の欄に印があるにもかかわらず、「修正後」には「空欄」になっていることにより、「各期の納付税額」の増減額が「第3・第4期分」について、増額にな

っている事により「令和2年8月27日（金）」に「神戸市財政局市民税課個人市民税」に行き、市民税課の担当課長と話しをしました。

「平成30年度」時に扶養家族として、申請した結果「市民・県民税」の減額により、会社勤めの際に納税をしていたのに、どうして、今回この様な事が起きるのかを聞いたところ、「扶養家族」と「市民税」とは関係なく、ましてや、「内縁の妻」は「納税の対象」にはならないとの事であり、その時点「平成30年度」で受け付けをした、「市職員のミス」「ヒューマンエラー」であるにもかかわらず、「神戸市民」である「私くし」に「その職員の後始末」をしろとの事は、変である、と思います。

又、「平成30年度以降の市民税」についても「税金の支払い」をもとめてきたのです。「私くしは神戸市民」であり、「扶養家族」、「納税」については「行政」のする事であるので、「間違い」などあってはいけないと思います。「間違い」があったので「足らず分」を「支払ってくれ」とは、「おかしく」ないでしょうか？「まじめ」に「信用」して「すべての事に対して支払い、又は、修正」してきたのに、「自分の部下の失敗」を「市民」におしつけるのは「おかしい」と思います。

厚生労働省年金局より送付された令和元年分公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除、障害者控除が記載されており、記載どおりの確定申告をしたため、「扶養事項の修正により修正」による課税処分の取り消しを求めます。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求については理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却する。

2 審理員意見書の理由

(1) 配偶者控除について

配偶者控除の対象となる控除対象配偶者でいうところの「配偶者」とは、法、兵庫県税条例及び神戸市市税条例に特段の定義規定がない以上、身分関係の基本法たる民法の規定による配偶者、すなわち納税義務者と法律上の婚姻関係にある者をいうと解するのが相当である。この点、最高裁判所平成8年（行ツ）第64号同9年9月9日第三小法廷判決（以下「平成8年最高裁判決」という。）においても、所得税法（昭和40年法律第33号）における配偶者控除の対象となる「配偶者」について同様の解釈が示されている。

この点、同居人は、審査請求人と法律上の婚姻関係になく、配偶者控除の対象となる配偶者、すなわち控除対象配偶者には該当しないことから、審査請求人は、令和2年度の市民税等について、配偶者控除の適用を受けることはできない。

(2) 障害者控除について

障害者控除の対象となる障害者である同一生計配偶者でいうところの「配偶者」とは、上記と同様に納税義務者と法律上の婚姻関係にある者をいうと解するのが相当である。

この点、同居人は、審査請求人と法律上の婚姻関係になく、障害者控除の対象となる障害者である同一生計配偶者には該当しないことから、審査請求人は、令和2年度の市民税等について、障害者控除の適用を受けることはできない。

(3) 以上からすれば、処分庁が審査請求人の令和2年度の市民税等について配偶者控除及び障害者控除の適用がないことを前提に、本件処分を行ったことは適法である。

第5 調査審議の経過

令和3年1月29日 第1回審議

令和3年2月19日 第2回審議

令和3年3月26日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 配偶者控除について

配偶者控除の対象となる控除対象配偶者でいうところの「配偶者」とは、法、兵庫県税条例及び神戸市市税条例に特段の定義規定がない以上、身分関係の基本法たる民法の規定による配偶者、すなわち納税義務者と法律上の婚姻関係にある者をいうと解するのが相当である。この点、平成8年最高裁判決においても、所得税法における配偶者控除の対象となる「配偶者」について同様の解釈が示されている。

この点、同居人は、審査請求人と法律上の婚姻関係になく、配偶者控除の対象となる配偶者、すなわち控除対象配偶者には該当しないことから、審査請求人は、令和2年度の市民税等について、配偶者控除の適用を受けることはできない。

2 障害者控除について

障害者控除の対象となる障害者である同一生計配偶者でいうところの「配偶者」とは、上記と同様に納税義務者と法律上の婚姻関係にある者をいうと解するのが相当である。

この点、同居人は、審査請求人と法律上の婚姻関係になく、障害者控除の対象となる障害者である同一生計配偶者には該当しないことから、審査請求人は、令和2年度の市民税等について、障害者控除の適用を受けることはできない。

3 以上からすれば、処分庁が審査請求人の令和2年度の市民税等について配偶者控除及び障害者控除の適用がないことを前提に、本件処分を行ったことは適法である。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治